

I. 「子育て・教育の未来都市」の実現に向けて

(子育て・教育・学習 分野)

1. 子育て・子育て支援の充実

1) 産後ケア事業の更なる拡充

産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられ、利用要件が緩和されたことで、本市においても利用者が増加している。

今後は、利用者のニーズに応じて利用期間や回数を拡大するなど、サービスの拡充に取り組むとともに、特に訪問型事業については、案内チラシへ実施機関や利用方法を明記し、分かりやすさ、利用しやすさを意識した周知に努めること。

2) 子育てしやすい環境の整備と子育て世帯の負担軽減

「こども誰でも通園制度」については、令和8年度の本格実施に向けて、令和7年度に計5施設でプレ事業として実施した「乳児等通園支援事業」の利用状況や利用者の声、検証結果等を踏まえ、実施施設を拡大するなどして着実に事業を推進すること。

また、全天候型子どもの活動の場の整備に向けて、立地や規模などの利用者ニーズの把握に努め、令和7年度に実施した調査結果をもとに、全ての子どもが安心して利用できるインクルーシブ施設となるよう検討を進めること。

さらに、利用者が増加している「子育てタクシー」については、実施事業者の拡大に向けて、子育てタクシー導入支援補助金の周知を強化するとともに、他自治体で実施している多胎児や未就学児が2人以上いる世帯等に対し、陣痛や乳幼児健診、予防接種の際に利用できるタクシー利用券の配布やタクシー料金の一部助成を検討するなど、子育て世帯の負担軽減に取り組むこと。

3) 子育て家庭に対する経済的支援の拡充と社会的援助体制の強化

物価高騰の影響を特に受けやすい子育て世帯に対しては、引き続き国や県の補助金等を活用しながら、本市独自の積極的な経済支援策を講じるとともに、令和8年度からスタートする子ども・子育て支援金制度により実施される事業内容について周知を図ること。

また、夏休みなどの長期休暇期間は給食が無いため、栄養が不足する子どもが一定数いることから、フードバンク等と連携し、就学援助世帯に対し長期休暇期間に食料品等を支給する制度を構築するとともに、貧困の連鎖の大きな要因となっている学力・進学格差や自己肯定感の低下につながる体験の貧困を解消するため、学校外での学習支援や体験活動に係る費用の助成を検討すること。

さらに、ニーズが拡大・多様化している子育て支援短期入所（ショートステ

イ)の利用要件や時間等を市HPに分かりやすく掲載し、利用促進を図るとともに、新たな施設や里親ショートステイ、トワイライトステイなどの受け皿の拡充に取り組むこと。

併せて、共働き家庭やひとり親家庭に不可欠な病児・病後児保育については、兄弟姉妹間での病気感染により心理的・経済的な負担が大きくなることから、新たな支援制度を検討するとともに、利用者の利便性を向上させるため、病児保育ネット予約サービス「あずかるこちゃん」の導入を推進すること。

2. 支援を必要とする子どもへの対応強化

1) 全ての子どもの権利を保障する児童相談所の設置【重点項目】

令和12年度の供用開始を目標に準備を進めている児童相談所については、緊急的な一時保護や措置等を適正かつ迅速に行使するばかりでなく、日常的な相談業務においても、子どもの生きる権利、守られる権利、育つ権利、参加する権利の全てが保障される安心・安全施設として、子どもや保護者たちが気兼ねなく訪れることができる温かな施設づくりを目指すこと。

また、その運営に関しては、国や県との連携を密にし、窓口対応や指揮系統、支援体制の一元化を実現するとともに、本市ならではの相談体制や一時保護方針等を基本計画に必ず位置づけること。

併せて、業務遂行に必要な専門人材の確保や育成を計画的に進めることで、開設当初から円滑な運営ができる体制を構築すること。

2) 身近な地域で安心して過ごすことのできる「宮っこの居場所」の推進

子どもにとって第3の居場所となる子ども食堂等の「宮っこの居場所」は、各小学校区に1箇所の設置目標となっているが、現在28小学校区に留まっており、令和7年度は増加がなかったことから、新設や継続するための大きなハードルとなっている家賃等の固定費や人件費の補助を検討するなど、居場所の拡充に向けた支援を行うこと。特に、学習等にWi-Fi環境は必要不可欠であることから、導入経費や利用料補助を早急に行うこと。

また、地域間の偏在や格差が生じないように、担い手人材の育成に努めるとともに、「居場所づくりコーディネーター」を配置し、地域のニーズに即した「宮っこの居場所」の拡充及び適正配置に努めること。

さらに、子ども達が居場所内においてハラスメントや犯罪被害に遭うことのないよう、スタッフ（大人）との身体接触やSNS等を活用した連絡方法のあり方等について、ルールやマニュアルを策定し周知を図ること。

3) ヤングケアラーの実態調査を活かした支援体制の強化

令和7年度に実施したヤングケアラー実態調査の結果を踏まえ、教職員や民生委員・児童委員、子ども・若者支援団体、エールU等にも幅広くアンケートやヒアリング調査を行い、より詳細かつ正確な実態の把握に努めること。

また、調査終了後は認知や意識が高まることから、この機を逃すことなく、

ヤングケアラーについて小学生でも理解できるような動画等を活用し、分かりやすい周知啓発に努めるとともに、相談体制の整備に取り組むこと。

さらに、ヤングケアラーの負担軽減に子育て世帯訪問支援事業を活用することが有効であることから、制度の周知と利用促進に努めるとともに、ヤングケアラーに寄り添い、きめ細やかな支援につなげること。

4) 医療的ケア児・重症心身障がい児等の支援体制の充実

医療的ケア児の学校等への受入れに際しては、医療的ケア児支援員が不在であっても、児童が安心して登校できる体制が求められるため、安定的に代替支援員が確保できるよう支援員の登録制度を創設するなど、支援体制の強化に努めるとともに、支援員が休暇を取得しやすい労働環境を実現すること。

また、医療的ケア児・重症心身障がい児の入浴サービス及び短期入所については、福祉型・医療型を問わず事業者が限られ利用制限が生じていることから、施設整備への助成拡充や市独自の加算を創設するなどして、民間事業者の参入を促進し利用制限の解消を目指すこと。

さらに、医療的ケア児等の家族支援にあたっては、きょうだい児への心理的・生活的負担にも十分配慮する必要があることから、普及啓発を目的とした研修会を開催するとともに、小児慢性特定疾病事業における家族支援メニューに「きょうだい児支援」を追加し、きょうだい児の負担を軽減できるような支援を行うこと。

3. 学校教育の充実

1) 社会全体で不登校を支える支援体制の構築【重点項目】

本市における令和6年度の不登校の状況を見ると、中学校では減少が見られたものの、全体としては依然として増加傾向にある。

特に、小学校1年生の不登校が急増していることを踏まえ、保幼小の連携を強化し、幼児期から小学校との交流・体験機会の充実を図るとともに、児童一人ひとりの特性に応じた適切なクラス編成を行うため、「プレクラス制度」の導入など、小1プロブレムへの対応を積極的に進めること。

また、不登校の子どもを持つ保護者の4人に1人が休職・離職により収入が減少している深刻な現状を踏まえ、民間のフリースクール等への通学に伴う交通費や昼食代、利用料などを支援する仕組みを検討するとともに、社会全体で「不登校は問題行動ではない」という意識の醸成を図るため、企業向けの「不登校離職防止研修」を実施するなど、保護者が安心して働きながら子どもに向き合える地域社会の実現を目指すこと。

2) 部活動の地域連携・移行の推進

少子化や教職員の働き方改革を背景に、生徒の活動機会を地域全体で確保する部活動の地域連携・移行のためのモデル事業が進められており、本格実施に向けては、運営主体や指導者の確保といった課題への対応が急務である。

そこで、運営主体については地域の実情に応じた柔軟な受け皿を構築するため、総合型地域スポーツクラブや民間クラブ等への協力を求めるとともに、指導者の確保に向けて、プロスポーツチームや関係団体、大学、企業等に働きかけを行い、多様な人材の登録を促進する仕組みを構築すること。

また、指導者を対象とした研修会を充実させることで、専門性・安全性を兼ね備えた指導が行える体制を整えること。なお、学校と運営主体が生徒の活動状況や指導方針を共有し、連携して指導にあたることで、部活動が担ってきた教育的意義を地域クラブ活動においても継承できるよう検討を進めること。

さらに、地域クラブ活動の広域展開を視野に入れる中で、活動場所への移動や活動費用の負担などが難しい家庭も想定されることから、地域内交通や子育てタクシーを活用した移動支援を検討するとともに、交通費や活動費への負担軽減策を検討し、誰もが安心して参加できる環境を整えること。

3) 小学校の統廃合等に関する検討

人口減少や少子化に伴い、一部の小学校においては児童数が著しく減少し、大規模校と比較した場合において様々な教育環境の格差が生じつつある。

こうした現状から、小規模校の統廃合や義務教育学校制度の導入等を検討する必要があると考えられるため、早急に他市の事例等を調査し、現況や地域環境に即した適正規模の学校配置並びに新たな学校体系の構築に努めること。

4) 子どもの家の環境改善と人材確保

共働き家庭の増加により、子どもの家利用者は引き続き増加しており、学校の長期休業期間の利用も含め、児童一人当たりの基準面積を確保できず過密な環境となっている施設がある。また、発達障害など支援を必要とする児童への追加支援員の配置認定に時間を要するとともに、指導力のある正規支援員は採用が困難な状況にある。

こうした状況を踏まえ、市は各子どもの家を定期的に巡回し、課題の把握に努めるとともに、施設の面積基準や受入れ人数の見直しを行うなど、子どもの安全や健康を重視した環境改善を行うこと。併せて、支援員配置の充実に向け、採用条件や待遇の改善を図り、更なる人材の確保や育成に努めること。

II. 「健康・福祉の未来都市」の実現に向けて

(健康・福祉・医療 分野)

1. 健康づくりと地域医療の充実・強化

1) 夜間休日救急診療所及び救急医療体制の充実強化

本市の夜間休日救急診療所では、年末年始に大変な混雑が発生し、利用者の長時間待機や周辺道路の渋滞が問題となった。このため、現在検討中のキャッシュレス決済の導入を確実に実施するとともに、医師事務作業補助者等の配置による医師の負担軽減を図るなどして、待ち時間の短縮につなげること。

また、国が推進する医療DXの動向を踏まえ、マイナ保険証の活用によるレセプト情報の共有、WEB予約システムの導入、電子カルテの効果的な運用など、ICTを最大限に活用した効率的な診療体制を構築すること。

さらに、夜間休日救急診療所は1次救急を担う施設として設置されてから42年が経過し、施設の老朽化が著しく、市民の生活様式や医療ニーズも大きく変化していることから、移転や建て替えも視野に入れ、1次救急に留まらず1.5次救急の実現を目指し、救急医療体制全体の充実・強化を図ること。

2) 特定健康診査・がん検診の受診率の向上

生活習慣病の発生予防・重症化予防には、特定健康診査・がん検診を通じた早期発見、早期治療が重要である。こうした中、集団・個別健診とも受診者数が伸び悩んでいることや、糖尿病に関する予防講座などの受講者数や動画配信視聴回数が減少傾向にあることから、それらに関する周知啓発や、未受診者へのプッシュ型の情報発信による効果的な勧奨を行うとともに、好評な商業施設での受診を拡充させるほか、仕事帰りや土日祝日でも受診できるよう会場や日程の拡大、1日で複数の受診を可能とするなど、受診しやすい環境整備を進め受診率の向上に努めること。

2. 地域共生社会の実現に向けて

1) 支え合いの拠点と相談体制の強化【重点項目】

令和6年度に開設された「共生の居場所」については、利用者のパーソナルスペースを確保するなど、一人ひとりに寄り添った居場所の整備は評価できるが、相談支援にあたる人手が不足しており、利用人数は1開催あたり平均2名程度に留まっている。令和8年度の本格実施に向けては、社会福祉法人や福祉施設と連携し持続可能な人材確保を支援するとともに、より多くの方が利用できるよう、運営支援による開設日の拡充や周知の強化に取り組むこと。

また、市民にとって身近な相談窓口である「エールU」については、相談内容に応じた適切な支援につなげるため、職員研修を継続するとともに、専門職の欠員が生じているセンターにおいては、委託事業者との連携を強化し、労働

環境や処遇の改善に努め、安定した運営体制の確保に取り組むこと。

2) 高齢者の生きがいくりと生活支援・終活支援

高齢者の健康づくりや生きがいくりを一層推進するため、高齢者がいつでもスポーツに親しめるよう、ゲーム機器の操作に不慣れな高齢者のための操作マニュアルを作成するとともに、参加する楽しさや実施効果などの周知に努め、多くの高齢者に参加を促すこと。

また、令和7年度に開始した移動販売を活用した交流促進・生活支援事業については、高齢者が移動販売の利用を通して、買い物や料理を楽しむことに加え、住民同士の地域コミュニティの絆を深める機会を創出するとともに、実施地区の拡大を図りながら事業の持続性の確保に努めること。

さらに、高齢者の終活支援として、単身高齢者の終活の実態や支援ニーズの把握に努め、成年後見制度の活用や遺言の作成に関する情報をまとめたガイドブックを作成するとともに、令和7年3月に締結した足利銀行との「遺贈寄附に係る連携協定」の周知を図り、本市への遺贈寄附を希望される方の支援に取り組むこと。

3. 障がいのある方の生活支援

障がいのある方が窓口で手続きすることなく各種サービスを利用できるよう、障がい者支援アプリ「わく・わくアプリU」によるオンライン申請を拡充させるなど利便性向上を図ること。

また、誰もが活躍できる社会を実現するため、障がい者就労支援人材の育成や、障がい者就職ガイダンスへの市内企業の参加を促進し、就労機会の拡大につなげること。併せて、就労支援事業所の工賃向上に向け、宇都宮市障がい者優先調達推進方針に掲げる調達目標の100%達成を目指すこと。

さらに、親亡き後を見据えた相談支援の充実や成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発を強化すること。

4. 生活困窮者の相談支援体制の強化と生活保護受給者の自立支援

生活困窮者の支援にあたっては、食品配布と連動したケースワークが有効であることから、フードバンクをはじめとした社会福祉法人や市民活動団体等との連携をさらに強化するとともに、令和8年度から実施が検討されている「フードバンク認証制度」の取得支援を行うことで、食品寄附活動の拡大を図り生活困窮者への必要な配布につなげること。

また、突然の離職や病気等により就労が困難となった市民に対しては、多重債務や健康悪化で生活再建や社会復帰がより困難になる前に生活保護が受給できるよう、相談・支援体制を強化すること。

なお、早期の生活再建や社会復帰には、家計の維持・改善を図る金銭管理能力を身に付け就労につなげていくことが重要であるが、本市はケースワーカーの配置標準を満たしていないことから、早急に人員増を図り、きめ細やかな生

活状況確認や就労支援を強化することで、生活保護受給者の自立支援につなげるとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に頼らなくてすむよう、一定期間の伴走支援を実施すること。

III. 「安全安心の未来都市」の実現に向けて

(安心・協働・共生 分野)

1. 危機への備え・対応力の強化

1) 総合的な治水・雨水対策の推進【重点項目】

近年の気候変動に伴う豪雨により、本市においても局地的に河川溢水などの被害が発生し、それに伴う緊急対策工事が実施されたが、対策工事の効果について検証を行い、再び同様の被害が発生しないよう定期的な点検パトロールを実施するなど、河川や排水施設の適切な維持管理に努めること。

また、「宇都宮市総合治水・雨水対策推進計画」の既往最大降雨量を踏まえた推進計画を早期に見直し、河川改修や下水道雨水幹線整備、排水施設の適切な維持管理、公共施設における貯留・浸透施設の整備などの流域対策を着実に推進すること。

2) 災害時の安全・安心の確保

令和5年度の『市政に関する世論調査』では、ハザードマップの認知度について、「知っているが内容を確認したことはない」や「ハザードマップの存在を知らない」とした人数が合わせて半数以上を占め、また住んでいる建物（住宅）が洪水浸水想定区域内にあるかについても認知度が低いことから、地区防災訓練などの機会を活用した周知啓発に努めるとともに、地域ごとのハザードマップ勉強会の定期的な開催などにより、防災意識の醸成に取り組むこと。

また、ハザードマップの認知度からも、風水害時の「車両退避場所」の認知度はさらに低いと考えられることから、ハザードマップと併せて周知を図るとともに、近年は記録的短時間豪雨の発生頻度が増えていることから、市が車両退避場所の開設を決定していない場合においても利用ができるよう、防災協力事業所等と協議を進めること。

3) 安全な暮らしを支える消防局・中央消防署の再整備

本市の消防・救急の中核機能を有する消防局及び中央消防署は、施設の老朽化が懸念される一方で、施設全体が浸水想定区域に立地するという大きな問題を抱えている。また、施設内の緊急車両は大型化・多様化が進み、各種設備器具等も増加傾向にあることから、両施設の移転更新は喫緊の課題と言える。

こうした現状に鑑み、消防局及び中央消防署については、より安全に機能性や機動力を十分に発揮できる新施設の整備に向けて、必要となる更新計画等を速やかに策定すること。

なお、移転先の選考にあたっては、旧斎場跡地を含む戸祭山緑地の一部、もしくはその周辺地域を有力候補とするほか、現行の消防施設整備方針については、当該更新計画を反映させたものに適宜改定すること。

4) 消防団員の確保策及び高齢化対策と組織体制の見直し

本市消防団の団員数及び充足率は年々低下しており、一部の消防団・分団においては、欠員や人員不足等によって、緊急時に出動態勢が整わないケースが頻発している。また、高齢団員の急激な増加に伴い、機動力が著しく減退した部が存在するなど、本市の消防団は様々な課題を抱えている。

これらを抜本的に解決するためには、総務省が推奨する機能別消防団員制度の導入が不可欠であると考えことから、早急に消防団関係者と制度導入に向けた協議を開始すること。

また、他市に見られるような消防団充実強化策や組織活性化計画等を策定し、消防団組織の改編や再編も視野に入れた分団及び部体制の充実強化、機能拡充に努めるとともに、一部の消防車に必要な準中型免許を保持していない団員に対する取得補助制度を設けるなどして、団員の待遇改善や安定確保につながるあらゆる方策を講じること。

2. 日常生活の安心感を高める

1) 自転車及びシェアリングモビリティの安全対策

令和8年4月の道路交通法の改正により、16歳以上の自転車を運転する全ての人に交通反則切符（青切符）が導入されることから、交通ルールのポイントについて市民への周知啓発を実施するとともに、幼児、小学生、中学生、高校生、成人、高齢者といったライフステージに合わせて交通安全教室を開催するなど、自転車の安心・安全な利用のための取組を強化すること。

また、特に県内の中高生の自転車通学時における事故発生件数が増加傾向にあることから、交通安全教室や官民連携による街頭指導を強化し、交通事故のリスクを高める「ながら運転」や「並走」の防止に努めるとともに、事故の際に生命を守る自転車用ヘルメットの着用率向上に取り組むこと。

さらに、利用が拡大している電動キックボードについては、全国的にも事故件数が増加していることや依然として交通ルールを守らずに逆走や信号無視等の危険走行をする利用者が散見されることから、官民連携による安全講習会の開催や街頭指導の強化などにより、交通事故の未然防止に取り組むこと。

2) 高齢者の交通安全対策

高齢ドライバーによる逆走やアクセルとブレーキの踏み間違いによる交通事故が多発する一方で、運転免許証返納者数は減少傾向にある。本市では、身

体機能測定器を活用した交通安全教室を継続して開催しているが、受講者数は減少傾向であることから、周知啓発による高齢者の受講促進を図るとともに、運転に不安を感じている高齢者や家族に対して、県の運転免許証自主返納サポート事業を周知するなど、高齢者の交通事故防止対策を強化すること。

また、免許返納後の移動手段の確保が大きな課題となることから、高齢者外出支援事業の対象を運転免許証を自主返納した70歳未満の高齢者まで拡充することや、外出をサポートするシニアカーや電動アシスト付き自転車の購入費用補助等についても引き続き検討すること。

3) 身近に潜む犯罪等から市民を守る対策の実施

① 特殊詐欺対策

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺は、年々被害件数が増加し、手口が多様化かつ巧妙化していることから、金融機関や警察と連携し、被害の未然防止策を強化するとともに、本市で実施している「特殊詐欺撃退機器購入費補助事業」において防犯カメラの設置も選択できるようにするなど、防犯意識の醸成に取り組むこと。

② 闇バイトへの加担防止とギャンブル依存症対策

闇バイトは、SNSやインターネットを通じて20代以下の若年層が巻き込まれるケースが増えていることから、企業・団体・学校等と連携し、危険性を理解するためのセミナーを開催するなど、様々な機会を通じた周知啓発に取り組むこと。

また、オンラインカジノによる賭博は違法であるにもかかわらず、スマートフォンから簡単にアクセスできるため、若者を中心に拡がりを見せギャンブル依存に陥るリスクが高まっていることから、オンラインカジノの違法性や危険性についての周知啓発を強化するとともに、民間の支援団体と連携しギャンブル依存症の未然防止及び回復支援策を推進すること。

3. 市民が主役のまちづくりの推進

1) 自治会活動の活性化に向けた支援の強化【重点項目】

自治会の持続可能性を高め、その意義や重要性、活性化に向けた関係者の役割等について広く市民に浸透を図る必要があることから、令和7年3月に制定した「地域で支え合う自治会条例」の理解促進及び、周知啓発を図るとともに、参加しやすい自治会づくりを推進し、若者や女性の視点を反映できるよう、シンポジウム等の意見交換の場の創出・確保に取り組むこと。

また、高齢者等負担軽減促進支援金制度を正しく理解するための周知啓発を行い、制度の利活用を促進させるとともに、大規模分譲住宅やアパート、マンション等の集合住宅への加入促進を支援し、自治会加入者の維持・拡大を図ること。併せて、会費の口座振替や電子回覧板の導入等についても、自治会の困りごとに寄り添いながら丁寧な説明とサポートを実施し、自治会役員の負

担軽減につなげること。

2) 若者の地域活動への参画促進

地域活動の活性化や持続化に向けて、将来の担い手となる若者に関心を持ってもらい、地域活動への参画を促すことは大変重要である。そのため、地域活動について理解を深める講座や地域と連携したイベントの開催など、参加を促す効果的な情報発信に努めるとともに、高校・大学や民間企業と地域や自治体が連携を強化し、市民協働のまちづくりを推進するためのネットワークを構築するなど、若者が地域の一員としての自覚を持ち、地域活動への参画意識を醸成できるよう取り組むこと。

3) 女性が輝くまちづくりの推進【重点項目】

令和7年度に実施した「女性活躍推進に関する事業所実態調査」の結果を踏まえ、事業所・従業員へのヒアリングやフォーカスグループ等による定性調査を行い、女性活躍推進における課題の背景や要因を明らかにした上で、ライフステージに応じたフェムテック製品の導入支援や周知啓発を強化し、女性の短期的な離職防止と長期的なキャリア継続を実現させること。

また、令和7年度に開始した「女性のためのLINE相談」については、受付日時を拡充することで、女性の多様な不安や悩みに寄り添い、いつでも安心して相談できる体制を構築すること。

さらに、困難を抱える女性への支援については、庁内に「困難を抱える女性への包括的支援推進チーム」を設置し、教育・福祉・就労・子育て・医療・地域支援などの各分野が連携し、制度の狭間にある女性に対して切れ目のない支援ができるよう体制を強化すること。

4. 多文化共生社会の実現

近年、外国人に対する排斥行動が頻発化し、ヘイトスピーチなどが社会問題化している。これらは相互の不理解に起因していることから、身近な外国人に対し日本のルールやマナー、文化などを職場や地域から伝える「文化の通訳制度」や、地域において住民や外国人、行政担当者などが生活に関する疑問や要望について意見交換を行う「多文化共生地区別懇談会」等を検討するとともに、共生の居場所の周知に加え、地域のお祭り、スポーツ大会、防災訓練等、あらゆる場面を通じて相互理解と交流機会の創出に努めること。

また、学校や企業等においてヘイトスピーチ解消法の周知啓発を徹底するとともに、外国人差別をはじめ、あらゆる差別を許さない強い姿勢を示し、外国人が地域の一員として安心して働き、生活することができる環境整備を進めること。

IV. 「魅力創造・交流の未来都市」の実現に向けて

(魅力・交流・文化 分野)

1. 都市ブランドの確立と公民連携による戦略的な取組の強化

1) 都市ブランドの確立と移住定住の促進 **【重点項目】**

宇都宮ブランド・移住定住プロモーションの取組や移住定住相談窓口（ミヤカム）の設置等により、移住相談件数は着実に増加している。また、ライトラインの認知度向上により、本市に対する注目度が一層高まっていることから、餃子やプロスポーツなどの特徴的な都市ブランド力に加えて、本市の自然や歴史、充実した子育て環境、住みやすさなどの魅力や実力について、効果的かつ戦略的なプロモーションを行うとともに、交流人口や関係人口の創出・拡大を図り、更なる移住定住の促進につなげること。

また、その推進にあたっては、多様な主体が連携・協力する必要があることから、宇都宮ブランディングアライアンスが中心となり、市民や事業者、各種団体等との連携を強化し戦略的に取り組むこと。

2) シビックプライドの醸成と若者の流出抑制

本市においては、20歳代前半の転出超過が顕著であり、県外への進学率や就職率が高い傾向にある。その要因として、若者が宇都宮の魅力やその価値を体感・共有できる機会が不足していることや、地元への愛着・誇り（シビックプライド）とキャリア形成が結びついていないことなどが考えられる。

よって、若者が宇都宮の魅力やその価値を“自分ごと”として捉え、宇都宮での生活をリアルにイメージできるよう、若者が関わりの主体となるまちづくりの推進や、宇都宮で「学ぶ・働く・暮らす」を一体的に体感できる環境整備に取り組むなど、公民学の連携を強化し、シビックプライドの醸成と若者の流出抑制を戦略的に推進すること。

2. スポーツ施設の充実と利用促進

市民の健康増進に不可欠なスポーツ施設の利用を促進するため、今後供用が開始されるアークタウン宇都宮や北西部地域体育施設については、子どもから高齢者まで幅広い世代の方が誰でも気軽に利用でき、スポーツを継続して楽しむことができる料金体系を構築すること。

特に、中学生以下の子どもたちがスケートボードやBMXなどのアーバンスポーツに気軽にチャレンジすることができるよう、平日・夜間の割引料金の設定や市内の子どもへの利用料補助等についても検討すること。

また、新規設置を目指す屋内プールについては、市民ニーズの把握に努めるとともに、市民の健康増進やスポーツ振興、学校における水泳授業での活用に資する施設となるよう、立地や規模等の検討を行うこと。

さらに、まちづくりの重要なパートナーである宇都宮ブレックスの新アリーナについては、市民からも多くの期待の声が寄せられていることから、今後のチームの収益性拡大を見据え、実力に見合った規模となるよう、立地も含め引き続き最大限の支援を行うこと。

3. みやSOIPを核としたスポーツ共創都市の推進

本市では、宇都宮ブリッツェンやブレックス、栃木SCなどのプロスポーツチームが活動しており、ジャパンカップサイクルロードレースやFIBA3x3ワールドツアーなど、様々なスポーツイベントに触れる機会や参加する機会に恵まれている。

また、令和8年度にはラグビーリーグワンのホンダヒートが本拠地を宇都宮市に移転する計画であることから、宇都宮ブランドの一翼を担うプロスポーツの魅力を、様々な手法を用いて市内外に発信するとともに、ブレックスアリーナ等の活動拠点周辺のプレイスメイキングを充実させるなど、スポーツを活用したまちづくりを強力に推進すること。

さらに、本市のスポーツ資源をフル活用し、賑わい創出や地域経済の活性化を実現するため、令和7年3月に設立した「みやSOIP」を核として、産学官連携のもと様々な事業創出や交流促進に取り組み、スポーツ共創都市の実現を目指すこと。

4. 魅力ある歴史・文化の継承と観光振興

1) 市制130周年を契機とする「温故知新」事業の実施

令和8年度は市制施行130周年となるため、本市の歴史・文化を見つめ直す好機と捉え、市勢の変遷や時代の流れを体感できるAR・VRを活用した「まち歩き」や全世代の市民が楽しめる記念イベント等を実施するとともに、様々な広報媒体を通じて本市の魅力発信に努めること。

2) 文化財の継承支援及び観光への積極的活用

本市には多数の山車・屋台等が現存しているが、これらを適正に保存、保全するためには多額の保管費や維持修繕費、運搬費等が必要となるため、早急に補助制度を拡充するなどして継承支援策の強化を図ること。

また、市内に点在する名所、旧跡や地域に引き継がれる祭事、伝統行事等は観光資源としても有効な素材であることから、今後は市内39地域に文化財調査員を配置して更なる発掘に努め、みや遺産の補充を図りつつ、観光政策面での付加価値の創造や都市魅力の向上につなげること。

V. 「産業・環境の未来都市」の実現に向けて

(産業・環境 分野)

1. 地域産業の創造性・発展性を高める

1) 新産業団地整備事業の確実な推進とデータセンターの誘致

(仮称) インターパーク東地区及び(仮称) 宇都宮工業団地東地区の新産業団地については、令和7年度に策定された基本計画に基づき、環境アセスメントを実施・公表し、景観や周辺環境に配慮した道路や調整池等の整備について、地権者や地域の理解促進に努めるとともに、新たな雇用機会の創出や地域経済の活性化など、本市の活力向上に向けて着実に事業を推進すること。

また、本市が立地誘導を検討しているデータセンターについては、都市活力の維持・発展に不可欠な事業であることから、立地に必要な要件である地下水の利用可能性に加え、地盤の安定性や強度を把握するための調査を進め、周辺地域や地権者の理解を得ながら早期誘致を目指すこと。

2) 市民生活を守り企業を支える柔軟な経済対策の推進【重点項目】

生活に欠かせない食料品や日用品、エネルギー価格の高騰が継続しており、経済的な負担増に直面している市民や事業者への支援が急務となっている。

こうした状況を踏まえ、国や県の動向を注視しつつ、令和8年度においても水道料金の基本料金の免除を検討するほか、事業継続に必要な「物価高騰対策支援金」や「運送事業者等緊急支援金」を継続するなど、状況に応じた柔軟な経済対策が実施できるよう必要な予算措置を行うこと。

また、物価高騰に賃金の上昇が追い付いていない状況にあることから、本市の「補助金・助成金自動診断システム（Jシステム）」を効果的に活用し、賃上げに活用できる「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」など、事業者の実情に応じた支援制度を紹介するなどして、継続した賃上げが実現できるよう支援を強化すること。

なお、県が実施している支援制度についてもJシステムに反映することにより、利用者が一元的に情報を得られるよう、利便性の向上を図ること。

3) 既存企業の支援と起業家や若手経営者の育成支援

地域企業の技術力向上・新事業創出・人材育成等を推進する「宇都宮イノベーションコンソーシアム」を産学官金の連携強化により発展・進化させ、モビリティ（交通＋DX）、フードテック（餃子などの食＋アグリ＋健康）、スポーツテック（スポーツ＋観光）、カーボンニュートラル（再エネ）などの新産業の実証・実装に取り組むこと。

また、産業振興に欠かせない人づくりを推進するため、起業に興味・関心がある高校生・大学生等に対し、スタートアップ企業で実践的に学べるインター

ンシップ事業を拡充し、意欲のある若者の育成支援に取り組むとともに、新しいビジネスアイデアを創出するためのワークショップ等を継続して実施することで、起業家や市内の既存企業の新たなビジネスへの参入を促進すること。

4) 中小企業・小規模事業者の支援

米国の追加関税や物価高、構造的な人手不足などの厳しい経営環境に直面する中小企業・小規模事業者を守り、地域経済の発展と活性化を促進するため、「第2次うつのみや中小企業振興プラン」を着実に推進すること。

また、中小企業・小規模事業者の経営力強化と生産性向上に資する設備投資や脱炭素化を促進するため、「高度化設備設置補助金」や「脱炭素化推進事業補助金」の拡充及び制度周知に取り組むとともに、国の「中小企業生産性革命推進事業」を積極的に活用することで、企業の前向きな設備投資や業務の効率化を推し進め、地域経済を支える中小企業の稼ぐ力の向上につなげること。

さらに、経営者の後継者不足や高齢化などの事業承継問題に対応するため、支援を必要とする事業者の調査や把握に努めるとともに、「栃木県事業承継・引継ぎ支援センター」などの関係機関と連携した相談会やセミナーの開催を継続し、これらを契機に変革に挑戦する企業の成長を後押しすること。

5) 地域に根差した商店街の活性化

① 賑わいが生まれる商店街づくり

商店街の活気と賑わいを取り戻すため、人の交流や回遊が自然と生まれるウォーカブルなまちづくりを進めるとともに、地域特性を活かした多世代が集える魅力的な空間の創出に努めること。

特に、高齢者が安心して外出できるようベンチや休憩スペースの整備を進めるとともに、学生が立ち寄りたくなるカフェや学習スペースの確保、空き店舗を活用した若者のチャレンジ支援、さらには、子どもが楽しめる遊び場などの子育て施設の整備等により、市民にとって居心地の良い商店街の形成を地域と協働で進めること。

② 中心市街地における安全対策

オリオン通り商店街においては、ごみのポイ捨てや路上喫煙、さらには飲食店（居酒屋・ガールズバー等）による客引き行為が横行しており、治安の悪化が顕在化している。こうした状況に対処するため、地域や警察との連携による重点的な見回り体制の強化に加え、路上喫煙については、指導員による巡回と指導をさらに徹底すること。

なお、客引き行為には外国人学生が関与している事例も多く見られることから、近隣の日本語学校への注意喚起を推進すること。

また、中高生等による自転車での通り抜けが散見されることから、歩行者やオープンカフェ利用者との接触事故を未然に防ぐため、「押しチャリ」や迂回路の周知啓発に努めること。

2. 農林業の生産力・販売力・地域力を高める

1) 農業のスマート化とD Xの推進

農作業の省力化や生産性向上を図るスマート農業・農業D Xの推進にあたっては、機器導入にかかる高額な初期費用や、操作・運用に対する技術的課題などが依然として導入の障壁となっている。

本市においては、営農集団や新規就農者に対する機械導入支援が既に実施されているものの、通信インフラの整備や機器の運用支援など、現場の実情に即した更なる支援が求められることから、国の「スマート農業技術活用促進法」や「農業支援サービス導入総合サポート事業」等の制度を活用し、R T K基地局の早期整備をはじめ、先進的スマート機器の共同利用支援、補助率や上限額の引き上げ、技術講習や運用支援を含む総合的な支援等を強化すること。

また、県のD X推進補助制度等とも連携しながら、地域内での導入効果を最大化する仕組みを構築すること。

2) グリーン農業の着実な推進

環境負荷の低減と収益性の向上を両立する「グリーン農業」を着実に推進するためには、グリーン農業の6次産業化、地域ブランド化を進める必要があることから、国の事業も活用し、広く市民や農業従事者の理解促進を図るとともに、グリーン農産物の加工・販売を強化するため、学校給食や地域の飲食店、マルシェなどへの流通支援・販路拡大に努めること。

3) 米需要の変化を視野に入れた稲作体制の強化

需要拡大が期待される米の生産にあたっては、国や県の動向、実需者の現状等を正確に把握するとともに、農業再生協議会とも綿密に連携を図りながら、市内の稲作農家が意欲的に生産性の向上や産地の育成、増産強化に取り組めるような的確な支援策を講じること。

また、需要に応じた好適品種の選考、安定収穫に必要な技術の導入、有力品種に対する共乾施設の柔軟な受入れ体制の確立など、耕作規模の大小にこだわらず、全ての水稻農業者が積極的かつ効率的に収益性の高い米生産を継続的に実現できる手法・仕組みを構築すること。

4) 集落営農の組織化及び大規模受託農家の法人化支援

本市の小規模農家は、後継者不足や実務従事者の高齢化に加え、農業機械の高額化による経営負担の増加などにより、米価が高騰しても思うように生産を拡大できない事情を抱えている。

これらの課題を解決するためには、同一地域の複数農業者が連携して栽培や経営に取り組む集落営農型の協働農業を推進する必要があることから、今後は国の助成制度（集落営農連携促進事業など）を積極的に活用し、組織化に向けた各種サポートや運営上の支援を着実に行うとともに、共有施設の新設

や維持、農業機械等の共同購入、農機オペレーター制の導入に必要な補助体系を整えるなどして、効率性、合理性、安全性（特に農機事故の防止策）を兼ね備えた集団農業経営体の結成や育成に努めること。

一方で、多数の耕作委託を引き受けている個人農家が、家庭の事情や健康上の理由等により受託が困難となった場合、一定区域の農業が一気に崩壊してしまう恐れがあるため、これらの受託農家については早期に法人化が図れるよう適切な支援を行うとともに、法人設立後は、人材の確保、販路の拡大など経営面でのサポート等を継続的に行い、自作他作に限らず安定した生産体制が維持できるよう必要な対策を講じること。

3. 環境への負担を低減する

1) カーボンニュートラルの着実な推進 **【重点項目】**

本市における2022年度の二酸化炭素排出量は346.5万t-CO₂と、基準年である2013年度比で▲12.5%の減少となったものの、国の▲21.3%に対して乖離が生じている。

したがって、市民や事業者に対してロードマップの進捗状況や課題について正しく周知を図るとともに、脱炭素化の意義や必要性、さらには経済性など取り組むメリット等についても周知啓発を強化するとともに、住宅の断熱化や再生可能エネルギーの導入促進、車両のEV化などを加速化するため、家庭や事業者向けの脱炭素化促進補助制度の拡充や理解促進を図ること。

また、今後普及が期待されるプロブスカイト太陽電池や再エネ由来水素の利活用について、技術動向の把握や導入可能性について検討を進めること。

さらに、電動車の充電スタンドや水素ステーション等のインフラについては、県や民間事業者と連携し整備を促進するとともに、EV公用車のシェアリングや市有施設に設置されている充電スタンドの市民への開放などの方策により、電動車の普及促進策を強化すること。

2) 循環経済への移行推進

循環型社会の形成に向けて、「もったいない」の心で市民の行動変容を促すことが重要であることから、みやエコ・アクション・ポイント事業の協力店や施設の拡充を図るとともに、メニューの拡充や参加促進キャンペーンを実施するなど、より一層の魅力向上と参加者拡大に取り組むこと。

また、フードシェアリングサービス「TABETE」については、引き続き登録店舗の拡充や利用促進を図り、エコショップやエコレストランも含めた一体的な周知啓発に努め、食品ロスの削減を推進すること。

さらに、幼少期からごみの分別意識を啓発することが有効であることから、町田市や港区で採用している環境学習用車両「みえるくん」の導入を検討し、幼稚園や小学校での出前講座やイベント開催を通じて、子どもたちが楽しく学ぶことができるよう取り組むこと。

3) ネイチャー・ポジティブの推進

気候変動や都市開発により生物多様性の損失が世界的な課題となる中、地域においても自然と共生するまちづくりが求められており、持続可能な都市の形成に向けては「ネイチャー・ポジティブ」の理念に基づき、生物多様性の保全や生態系の保護・回復に取り組むことが重要となっている。

このため、「うつのみや生き物つながりプラン」を着実かつ戦略的に推進し、市民や事業者等の意識醸成や行動変容を促し、保全活動の活性化や寄附制度の活用など、地域ぐるみの取組として具体化を図ること。

4) 新たなごみ焼却施設の整備

クリーンパーク茂原の敷地内に整備更新予定の新たなごみ焼却施設については、令和15年度の稼働開始を目標として、令和8年度には基本設計に着手する予定となっているが、当該設計の策定に際しては、過去に起きた火災事故の教訓を生かし、安全対策を特に強化した施設とするとともに、環境影響評価を十分に行った上で、カーボンニュートラルの推進に資する機能や能力を有する施設設計とすること。

また、建設予定地が現存施設と同一敷地内であるため、施設の建設、除却、転換にあたっては、ごみの受入れ体制において混乱が生じることをないように、各種対応策を必ず基本設計の中に盛り込むこと。

5) PFASへの対応

これまでの5回にわたるPFOS・PFOAに係る地下水調査により、暫定指針値超過区域が明らかとなり、追加調査を終了することとなったが、引き続き超過区域における数値の推移を把握するため、定期的な監視調査を継続すること。また、指針値超過区域における地下水の田畑等への散布状況や土壌調査を実施するとともに、過去の工場立地状況等を調査することで、発生源の特定に努めること。

さらに、浄水施設において指針値の超過が確認された場合には、市民に対する迅速な注意喚起や給水車の派遣を実行するとともに、浄水施設から速やかに物質を除去し、それらが拡散・流出しないよう取り扱い方法についても検討しておくこと。

4. 雇用・労働環境の改善

深刻な労働力不足に対応するため、職場改善を促す事業所向けセミナーの周知を強化し、参加促進させるとともに、国の事業を活用し労働条件等の改善や業務負担軽減機器等を導入することで、誰もが働きやすい職場づくりの支援を行うこと。特に、労働力不足が顕著であり、市民サービスに大きな影響を及ぼす保育や介護、公共交通分野においては、国や県の補助事業を活用し、事業者への財政支援を行うことで安定した人材確保につなげること。

また、高校生に市内企業や仕事の魅力を体感してもらう「じぶん×未来フェ

ア」は大変好評であることから、出展企業や参加者（高校生）の拡充を図るとともに、インターンシップで県外大学生等を受入れた際の費用補助についても登録事業者を拡大し、若手人材の安定確保につなげること。

なお、栃木県内では死亡労働災害が多発しており、特に再雇用や再就職等の増加に伴う経験の浅い高年齢労働者の被災が増加していることから、配置前の丁寧な教育訓練の徹底や、身体機能の低下に配慮した作業配置を行うなど、労働者の安全確保の取組を一層強化すること。

さらに、男女がともに働きやすい職場を実現するため、「きらり大賞」のインセンティブを拡充するとともに、男性の育児休業取得率をさらに向上させるため、育休取得の男性労働者及び事業主への奨励金制度の創設を検討すること。

5. 中央卸売市場の活性化と観光拠点化の促進

人口減少や流通形態の変化、猛暑による入荷量減少等により厳しい経営環境が継続していることから、経営基盤の強化に向けて経営指導による市場内業者の健全化を推進するとともに、市場の一般開放やSNSを活用した食に関する情報発信の強化に加え、親子体験や出張講座の拡充を図り、市場をより身近に感じることができるよう取り組みを強化すること。

また、令和8年3月にオープンする「賑わいエリア」を起爆剤とし、新たな賑わいや交流を創出する観光拠点となるよう、あらゆる媒体をフル活用し、県内外に広く市場の魅力を発信するとともに、市内の観光拠点と連携し周遊ツアーを企画するほか、市場へのアクセス性を向上させるため、バス路線の新設や無料シャトルバスの運行、シェアリングモビリティのポート設置等について検討を行うこと。

VI. 「交通未来都市」の実現に向けて

(都市空間・交通 分野)

1. J R 宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画の着実な推進

J R 宇都宮駅西口周辺地区の整備事業については、策定された「J R 宇都宮駅西口周辺地区整備基本計画」を踏まえ、県都の玄関口に相応しい景観や機能を有する西口駅前広場となるよう、交通事業者や交通管理者、栃木県などの関係機関と十分に連携・調整を図りながら着実に推進すること。

また、事業に対する市民理解を促進するため、広島市の取組を参考に、市民を巻き込んだ様々な勉強会や社会実験の実施、その成果の共有を図るとともに、地域や権利者、関係機関などのステークホルダーとの意見交換や合意形成についても継続して行うこと。

2. 誰もが快適に移動できる総合的な交通ネットワークの構築

1) ライトラインの更なる快適性・利便性・速達性の向上と楽しさの追求

ライトラインの更なる快適性・利便性向上のため、通勤・通学時間帯の混雑緩和や行先区間の延長などについて、利用状況や利用者の声を踏まえ、引き続き検討を行うこと。また、専用走行区間における運転速度向上に対する特認取得に向けて、関係機関との協議を行い、更なる速達性の向上に取り組むこと。

さらに、宇都宮ライトレール(株)が企画・開催するツアーや沿線の飲食店、お楽しみスポットを紹介するガイドブックの作成・改訂など、ライトラインに乗る楽しさや魅力を継続的に発信し、観光誘客も含めた利用者の拡大を図ること。

2) J R 宇都宮駅西側への L R T 導入【重点項目】

J R 宇都宮駅西側延伸のための「軌道運送高度化実施計画」では、地下埋設物の移設や約 80 件に及ぶ用地補償などを考慮し、開業時期を令和 18 年 3 月、概算工事費を 698 億円(税抜き)と公表した。

地下埋設物の移設については、占用事業者等と連携を図り、早期に効率的な工事計画を策定すること。また、J R との交差部を含む区間Ⅰの工事については、着工地点や工程手順等の工事計画を明確にし、バスや物流事業者、周辺商業施設、市民の理解と協力を得ながら着実に進めること。

併せて、区間Ⅱ・Ⅲにおける用地補償については、契約に向けて地権者や関係者の十分な理解を得られるよう、丁寧かつ真摯な説明を徹底すること。

なお、工事費については、今後の資材費や人件費等の動向を注視し、大きな変化が想定される場合は、議会及び市民に対して速やかに説明を行うこと。

さらに、ウォーカブルでゆとりある中心市街地の形成を目指し、L R T の駅西側延伸を各種再開発事業や優良建築物等整備事業などと連動させて、J R

宇都宮駅西口を含めた中心市街地の活性化を進め、まちづくりの好循環を生み出すこと。

3) 階層性のある交通ネットワークとモビリティハブの推進【重点項目】

ライトライン・バス・地域内交通・シェアリングモビリティなどの多様な交通モード間の乗継利便性をさらに高めるとともに、駅・商業施設・医療機関・公共施設などの主要な目的地に快適に移動するため、デジタルサイネージや休憩スペースなどを備えたモビリティハブの設置を促進すること。

なお、地域内交通については、実証運行を開始したミーティングポイント型デマンド方式の利用状況を検証し、周知啓発と利用促進に取り組むとともに、市街地部も含め、世帯構成や交通事情、ニーズ等の地域特性に応じた運行形態が導入されるよう支援すること。また、公共交通の利用を促進するため、乗継割引制度や通学定期券購入支援制度の拡充により運賃負担の軽減を図ること。

さらに、公共交通を単なる移動手段ではなく「地域づくりの基盤」として位置づけ、企業・学校・地域団体と連携した利用促進やモビリティ・マネジメントの継続的な展開により、公共交通の利用文化を醸成し、ウォーカブルなまちづくりと一体化させることで、「住むと健康になるまちづくり」を進めること。

4) 未来を見据えた道路インフラの整備

自動運転や安全運転支援機能を有する車両の生命線とも言える外側線やセンターライン、停止線等が不明瞭となったままの道路が数多く存在していることから、道路管理者や交通管理者が劣化状況を早期に把握・共有し、重要度に応じた修繕が行えるよう十分な予算措置を講じること。

また、令和8年度の道路交通法の改正により自転車の左側通行が徹底されるため、歩道と車道の段差を解消するための乗り入れブロックや鉄板等の撤去指導を強化するとともに、歩道と車道の段差解消や歩道上の植栽の適切な維持管理など、全ての道路利用者が安全に走行できる環境整備を進めること。

3. 自転車のまち宇都宮の推進

1) 自転車の走行空間の整備とシェアリングモビリティの利便性向上

道路交通法の改正に伴い、自転車の安全な走行のための環境整備が今後さらに重要となることから、特に「自転車ネットワーク路線」として選定されている学校や駅周辺の自転車通勤・通学の需要の多い路線については、利用者の安全を最優先に走行空間の再点検を行い、道路空間の再配分も含め、必要な幅員の確保や専用通行帯の整備に取り組むこと。

また、利用が拡大しているシェアリングモビリティについては、引き続き台数やポート設置場所の拡充を図るとともに、「満車のため希望するポートに返却できない」、「近くに利用できる車両がない」等の利用者の声もあることから、偏在を解消するためのポート割引機能の周知を強化するなど、事業者と連携し改善を図りながら更なる利便性の向上に努めること。

2) ライトラインへのサイクルトレインの早期実現

ライトラインの更なる魅力向上と利用促進に寄与し、自転車の利用機会や行動範囲の拡大、サイクルツーリズムの推進につなげるため、ライトラインへのサイクルトレインの早期実現を目指すこと。

なお、これまで2回の実証実験によって得られた検証結果を踏まえ、宇都宮ライトレール(株)と連携し、サイクルトレイン導入に向けたルールの策定や、令和8年3月の「アークタウン宇都宮」のオープンを契機に、貸切運行や一部車両に限定した部分的なサイクルトレインの導入を検討するなど、自転車のまち宇都宮に相応しい価値の創出に努めること。

3) 魅力あるサイクリングロードの整備

栃木県と茨城県の鬼怒川流域を結ぶ「小貝・鬼怒ツインリバールート」として整備することが決まった鬼怒川サイクリングロードについては、今後ベンチやサイクルスタンドなどを備えた「リバースポット」が整備され、総延長約115キロメートルの長距離サイクリングルートとなる見通しであることから、国土交通省や周辺市町と連携を図り既存ルートの点検・整備を行うとともに、ナショナルサイクルルートの指定を目指して取り組むこと。

また、本市西部地域においては、森林公園周辺の「ジャパンカップサイクルロードレースコース」などの本格的なルートをはじめ、様々なサイクリングルートが整備されているが、初心者や家族が安心して楽しめる環境を整備する必要があることから、田川、姿川サイクリングロードの未整備箇所の段階的な整備やサイクリングステーション、案内看板の設置などにより、自転車のまち宇都宮の魅力の最大化と情報発信の強化に取り組むこと。

VII. 行政経営・総務 分野

1. 持続可能な財政構造の確立と身の丈に合った予算の策定【重点項目】

本市の財政は、直近の中期財政計画で示されたように令和8年度から5年間は「歳出超過」が見込まれるなどかなり厳しい状況にある。また、今後はL R Tの西側延伸に加えて児童相談所の設置や各種大型施設の建設など多額の支出を伴う事業が予定されており、物件費や人件費等の更なる増大も懸念されるため、これらが本市財政を著しく圧迫する恐れもある。加えて、市債残高については、目標である「1,000億円以内」を大幅に超過する約1.5倍程度で推移しており、令和12年度は1,600億円に達する見込みである。

このような状況を踏まえ、令和8年度予算の策定にあたっては、各種事業の選択と集中を心掛けるだけでなく、計画の見直しや施策の再構築も視野に入れ、「慎重な支出と確実な貯蓄」を実践するとともに、遊休資産の積極的な売却や活用、各種税目の収納強化策等を講じるなどして、自主財源の拡充を図りながら非常時には的確に運用や充当ができる基金の涵養に努めること。

2. 時代に即した行政経営手法の確立

1) 共創のまちづくりの更なる推進

複雑化する地域課題の解決のため、企業、行政、大学、市民など多様な主体が一体となり、交流や対話を重ねながら新たな価値を創出していく「共創のまちづくり」がますます重要になっている。

よって、共創の意義や理念を市民や企業等に対し分かりやすく伝えるため、今後も様々な手法を活用した周知啓発に取り組むとともに、市民サービスの向上や新たな価値の具現化など、共創を実践できる機会の創出に努めること。

また、民間のノウハウや活力を効果的に活用するため、各種事業にP P PやP F Iの導入を検討し、官民連携を積極的に推進すること。なお、森林公園の再整備における指定管理者との協定解約については、事業計画に大幅な変更が生じたことにより、市民の混乱を招くとともに、事業推進や予算執行に多大な影響を及ぼしたことを真摯に受け止め、今後は同様の事象が発生しないよう、社会情勢の見通しや指定管理候補者の対応能力について、指定管理者選定委員会において十分な審査を重ねたうえで決定すること。

2) 女性職員の積極的な役職登用

多様な人材が活躍できる社会の実現に向けて、自治体自らが率先して女性の活躍を推進していく姿勢が求められることから、職員本人の意思を尊重しながら、部長・次長への女性の登用を積極的に進めること。

3) スマートオフィスの導入促進

業務の効率化と生産性向上を目的とした「スマートワーク」をさらに加速す

るため、スマートオフィスの導入を引き続き全庁的に推進すること。

特に、外部事業者とのやり取りや紙資料の取り扱いが依然として多い建築・建設部門や上下水道部門、並びに税務・民生部門への導入は大きな効果が期待できるため、資料の電子化やセキュリティ対策と併せて速やかに取り組むこと。

4) 持続可能な上下水道事業の実現【重点項目】

管路の老朽化による破損や断水のリスクが高まる中、大規模な道路陥没事故が発生するなど、災害時のライフライン確保に向けた管路更新や耐震化の推進が急務になっている。

こうした状況を踏まえ、国が推進する上下水道DX推進事業に即した施設情報の一元管理と迅速な災害対応を可能とするため、水道施設情報管理システムへの新たな情報や機能の追加により利便性を向上させるとともに、2070年代に更新需要のピークが見込まれる管路更新の前倒しと合理化を図り、より強靱で持続可能な上下水道の基盤を構築すること。

また、下水道事業においては、官民連携手法であるウォーターPPPの導入を推進し、財政負担の軽減と技術力の確保を両立させることで、下水道事業の持続的な運営を確立させること。

一方、水道事業においては、令和11年度に資金が枯渇する見通しであり、水道料金の改定は不可避と判断されたが、市民生活に直結する重要な施策であることから、更なる経営効率化など最大限の努力を行うこと。

併せて、やむを得ず料金改定を行う場合には、市民理解を得られるよう丁寧な説明を行うとともに、低所得世帯や子育て世帯等への激変緩和や負担軽減策を講じること。

3. 行政組織の適正化

1) 人材の安定確保と離職防止策

市民生活の基盤を支え、社会活動に必要な各種行政サービスを担う公務人材の確保は極めて重要な課題と言えるため、早急に職員採用試験の方法や応募要件の見直し、募集時期の前倒し、インターンシップ制度の拡充等を行いつつ、あらゆる広報戦略を駆使して多様な人材の安定確保に努めること。

また、本市においては若年世代の離職者数が急増しているため、組織コミットメントのあり方を再考し、職員主体の職場づくりを実現するとともに、モチベーションの維持・向上につながる人材マネジメントを実践すること。

2) 職員の高ストレス対策

本市が実施している行政職員のストレスチェックにおいては、高ストレス状態と判定された職員が多数存在しているが、当該職員のほとんどが面談や診療に至っていない。また、小中学校に勤務する教職員についても高ストレス者の数が増加傾向にあるものの、その診断結果は（プライバシー保護の観点か

ら) 学校管理者に詳細が伝えられていない現状にある。

これらの問題を解決するため、心理、医療等の専門家同席のもと、人事担当者及び該当職場の管理者が本人と面談し、状況に応じた適切なケアや改善策を早急に講じるなど、職員のメンタルヘルス対策を充実・強化すること。

3) ハラスメント対策

カスタマーハラスメント対策については、一定の効果が出ていることから、各種取組を継続・強化するとともに、市民からの正当なクレームとカスタマーハラスメントとの境界線を理解するための研修会等にも力を入れること。

また、職員間におけるハラスメントは、立場により相談しにくいケースも多々あることから、会計年度任用職員を含む全職員を対象としたアンケートを実施し、積極的にハラスメントの把握に努め早期解消を図ること。

併せて、より積極的な相談につなげられるよう第三者機関に外部相談窓口を設置するなど、相談体制の強化にも取り組むこと。